

令和3年3月1日施行 改正私立学校法の要点

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）への実務対応

小國法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号

幸田ビル 3階 301号室

TEL: 06-6360-9907 FAX: 06-6360-9908

<http://www.oguni-law.jp/>

【目次】

第1 改正私学法の成立と施行	4
第2 改正私学法の解説	5
1 補償契約	5
(1) 補償契約とは	5
(2) 防御費用	5
(3) 賠償金・和解金	8
(4) 補償契約に関する手続き	11
2 役員賠償責任保険契約	14
(1) 役員賠償責任保険契約とは	14
(2) 役員賠償責任保険契約に関する手続き	16
第3 私学実務の対応	19
Q&A	21
参照条文	24

【凡例】

- ・私学法：私立学校法
- ・私学法施行規則：私立学校法施行規則
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・読替え後の一般法人法：私立学校法 44 条の 5 による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・整備法：会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・2月3日通知：令和3年2月3日付け2文科高第994号「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）
- ・小國・令和元年解説：小國隆輔『令和元年改正私立学校法への対応—実務者のための解説書—』（私学労務研究会，2019年）

—はじめに—

令和元年 5 月 17 日成立・同月 24 日公布の「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 11 号，令和 2 年 4 月 1 日施行）により私立学校法が改正され，ほぼ全ての学校法人で寄附行為改正等の作業に追われたことは，記憶に新しいところです。

ところが，令和元年 12 月 4 日成立・同月 11 日公布の「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第 71 号）により，さらに私立学校法が改正されました。この改正は，学校法人への周知が十分になされていたとはいえ，令和 3 年 2 月 3 日付けの文部科学省の通知によって，初めて改正法の存在を知った学校法人も多かったものと思われます。

今般の私立学校法改正は会社法等の改正と同時になされたものですが，会社法と異なり，私立学校法の改正を解説した書籍は全く見当たりません。改正法の施行日が令和 3 年 3 月 1 日に迫っていることもあり，学校法人の実務には混乱も見られます。

この冊子は，改正法の要点に絞って解説し，令和 3 年度を迎えるまでに最低限必要な対応を提案するものです。難解な議論も含まれますが，項目ごとに「ポイント」をまとめているので，まずは「ポイント」を押さえる読み方をお勧めします。また，小國法律事務所へ実際に寄せられた相談から，実務の参考になりそうなものを，Q&Aとしてまとめています。

今回の改正は役員の損害賠償責任に関するものですが，役員の損害賠償責任については，令和 2 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法で大きな改正がありました。令和 2 年 4 月 1 日施行の改正については，小國隆輔『令和元年改正私立学校法への対応—実務者のための解説書—』（私学労務研究会，2019 年）で解説しています。

なお，改正法の施行日が近く，実務に混乱も見られることから，この冊子の複製と配付は，無償で行う場合には，著作権者の許諾を不要としています。多くの学校法人，私学団体，法律事務所等の実務の参考になれば幸いです。

令和 3 年 2 月

弁護士 小國 隆輔

第1 改正私学法の成立と施行

今回の改正は、①補償契約制度を導入すること、②役員賠償責任保険契約の内容を決定するための手続きを整備すること、の2点に関するものです。私学法44条の5が一般法人法118条の2及び118条の3を準用する形で定められています。

改正法の施行日は、令和3年3月1日です。対応が進んでいる学校法人では、令和3年度の予算を審議する理事会において、改正法対応に必要な議案を審議することとなります。

もっとも、補償契約制度については、施行日までに改正法への対応ができなかったとしても、違法状態になることはありません。この点は、令和2年4月1日施行の私学法改正と異なるところです。補償契約制度に拙速に対応する必要はなく、例えば、令和2年度の決算を審議する理事会で審議することとしても差し支えありませんし、補償契約制度の利用を当面見送ることも可能です。

これに対し、役員賠償責任保険契約は、比較的早い段階での対応が求められます。令和2年4月1日施行の私学法改正に合わせて、いわゆるD&O保険契約を締結している学校法人が多いと思われます。2月3日通知によれば、保険契約を更新する際にも理事会決議が必要となるため、改正法が施行される令和3年3月1日以降に契約を更新する学校法人では、それまでに改正法の内容を理解しておく必要があります。

なお、改正法の施行前に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約には、改正法で導入された規律は適用されません（整備法66条）。

ポイント：

- (1) 私学法改正により、補償契約制度が新設された。補償契約制度への対応は、施行日後でも問題ない。
- (2) 私学法改正により、役員賠償責任保険契約の内容決定の手続きが整備された。役員賠償責任保険契約を締結・更新する際に、改正法への対応が必要となる。
- (3) 改正法は、令和3年3月1日に施行される。

第2 改正私学法の解説

1 補償契約

(1) 補償契約とは

2月3日通知によると、補償契約とは、学校法人が役員⁽¹⁾に対し、その職務執行に関する責任の追及等への対処費用又は賠償・和解により生ずる損失を補償することを約する契約です⁽²⁾。もう少しかみ砕くと、役員が、職務執行に関して法的な責任追及を受けたときに、法的対処のために必要な費用(いわゆる防御費用)や損害賠償金を、学校法人が負担するという契約です。

学校法人が役員と補償契約を締結したり、内容を変更したりするには、理事会の決議によらなければなりません(読替え後の一般法人法118条の2第1項)。2月3日通知では言及していませんが、理事会の決議を得ずに締結した補償契約は、無効となる可能性があります。

補償契約によって、学校法人の負担とすることができるのは、①法的な責任追及に対処するための費用(防御費用)と、②第三者に生じた損害に対する賠償金の2つです。

ポイント：

- (1) 補償契約とは、役員が職務執行に関して法的な責任追及を受けたときに、その防御費用や損害賠償金を、学校法人が負担するという契約である。
- (2) 補償契約の締結・変更には、理事会決議が必要である。

(2) 防御費用

防御費用に関する補償契約について、読替え後の一般法人法118条の2第1項及び第2項は、次のように定めています。

-
- (1) 役員とは、理事及び監事を指します(私学法35条1項)。
 - (2) 2月3日通知の第1・2・(1)参照。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）

の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

(1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(2) 略

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

(1) 前項第 1 号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2)～(3) 略

同条によると、補償契約の対象となるのは、「その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」とされています。

後述の賠償金・和解金の補償と異なり、防御費用については、役員に対して責任を追及しているのが誰であっても、また役員に悪意又は重過失がある場合であっても、補償契約の対象とすることができます。防御費用を広く補償の対象とすることで、役員職務執行が過度に委縮することを避ける趣旨と解されます⁽³⁾。

具体的には、次のような場面が考えられます。

- ・役員が職務執行に際して第三者に損害を生じさせ、当該第三者から損害賠償請求を受ける場面⁽⁴⁾
- ・役員が任務を怠ったために学校法人に損害が生じたとして、学校法人から損害賠償請求を受ける場面⁽⁵⁾
- ・役員が職務執行に際して刑罰法規に反したことが疑われ、捜査対象となり又は公訴を提起された場面

(3) 2月3日通知の第1・1参照。

(4) 私学法44条の3第1項参照。

(5) 私学法44条の2第1項参照。

防御費用として想定されるのは、交渉や訴訟等に対応するために弁護士に委任した場合の弁護士報酬や、訴訟等の法的手続きに発展した場合に裁判所等へ納付する費用などです。ただし、通常要する費用の額を超える部分は、補償契約の対象外です（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項第 1 号）。どのような場合に「通常要する費用の額を超える」のかははっきりした基準はありませんが、弁護士報酬については、旧日本弁護士連合会報酬等基準⁽⁶⁾が、一つの参考資料となるでしょう。

次に、読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 3 項は、学校法人から役員に対する防御費用の返還請求について、次のように定めています。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2

1 略

2 略

3 補償契約に基づき第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

学校法人が防御費用を負担した後、役員が自己又は第三者の不正な利益を図る目的で職務を執行していたことが判明したときや、学校法人に損害を加える目的で職務を執行していたことが判明したときには、学校法人から当該役員に対して、補償した金額の返還を請求することができます(読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 3 項)。

補償契約の趣旨は、法的責任を恐れることで役員の職務執行が過度に委縮しないようにすることで、適正な職務執行を確保することにあります。上記のような目的を持った役員を保護することは、適正な職務執行を確保するという補償契約の趣旨に反するため、本来は補償契約の対象外とすべきものです。もっとも、役員が訴訟等に対応している時点では、不正な利益を得る目的や学校に損害を加える目的の有無が判明し

(6) 平成 16 年 4 月 1 日に廃止されましたが、現在も多くの法律事務所が参考にしています。

*この冊子に掲載されている情報は著作権の対象であり、著作権法その他の法律によって保護されています。この冊子の複製及び配付は、無償で実施する場合に限り、無許諾で行うことができます。
*改正私立学校法に関する法律相談その他のご依頼は、有料で承っております。小國法律事務所ホームページ (<http://www.oguni-law.jp/>) よりお問い合わせ下さい。

ていることは考えにくいいため、いったん学校法人が防御費用を負担した上で、事後に返還請求をするという枠組みを採用したものと解されます。

ポイント：

- (1) 補償契約の対象となる防御費用の典型例は、弁護士費用や裁判費用である。
- (2) 補償契約に基づいて学校法人が負担できる防御費用は、通常要する金額に限られる。
- (3) 一定の場合には、学校法人から役員に対し、防御費用の返還を請求することができる。

(3) 賠償金・和解金

賠償金・和解金に関する補償契約について、読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 1 項 2 号は、次のように定めています。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

(1) 略

(2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

同条が想定しているのは、役員が、職務執行に際して第三者に対して損害を生じさせたことにより、損害賠償責任を負う場面です。

具体的には、次のような事例が考えられます。2 つ目の事例の「和解」には、裁判

上の和解と裁判外の和解の双方が含まれると解されます。

- ・役員が職務執行に際して第三者に損害を生じさせ、役員と第三者の訴訟の結果、第三者に対する損害賠償を命じる判決が確定したとき
- ・役員が職務執行に際して第三者に損害を生じさせ、役員と第三者の示談交渉の結果、第三者に対して和解金を支払うことで合意したとき

賠償金や和解金が補償契約の対象となるときには、役員個人が支払義務を負う賠償金や和解金を、学校法人が負担することとなります。

賠償金・和解金に関する補償契約では、防御費用に関する補償契約と異なり、「通常要する費用の額」という上限が設けられていません。法的な支払義務のある賠償金等を対象とすることから、法的義務を超える額の補償が想定されないため、「通常要する費用の額」という制限を設ける必要がないと考えられたのでしょう。

次に、読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項は、賠償金・和解金に関する補償契約の対象外となるものについて、次のように定めています。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2

1 略

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

(1) 略

(2) 当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該学校法人に対して私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

(3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第 2 号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

賠償金・和解金に関する補償契約の対象となる範囲は、防御費用に関する補償契約より、かなり狭いものです。次に列挙するものは、全て、補償契約の対象外となっています。

- ・役員が学校法人に対して負う損害賠償責任⁽⁷⁾（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・学校法人が第三者に賠償等をするとき、当該役員が学校法人に私学法 44 条の 2 第 1 項に基づく賠償責任を負う場合（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項 2 号）
- ・役員に、悪意又は重大な過失がある場合（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項 3 号）
- ・役員が刑罰や行政罰を受けたときの罰金、科料、過料等⁽⁸⁾

読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項 2 号は、「当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該学校法人に対して私学法第 44 条の 2 第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分」を、補償契約の対象外としています。

わかりにくい条文ですが、学校法人と役員が、第三者に対して連帯して損害賠償責任を負う場面を想定したものです⁽⁹⁾。このような場合に、学校法人が第三者に賠償金を支払うと、学校法人から当該役員に対して求償をすることとなります⁽¹⁰⁾。求償が可能な部分について補償を認めると、本来役員が負担すべき部分まで学校法人が負担することとなり、実質的に、役員が学校法人に対する損害賠償責任を免除することとなります。私学法 44 条の 2・一般法人法 112 条～116 条が定める役員が損害賠償責任の免除等の規律を潜脱することになるため、このような場合は補償契約の対象外とされたものです。なお、役員が損害賠償責任の免除については、この冊子とは別の書籍で解説しています⁽¹¹⁾。

読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 2 項 3 号は、役員に悪意又は重大な過失がある

(7) 私学法 44 条の 2 第 1 項参照。

(8) 金銭の支払いを命じる刑罰のうち、1 万円以上を罰金、1 万円未満を科料と呼びます（刑法 15 条、17 条）。過料とは、刑罰ではなく、行政上の義務違反に課される行政罰です。

(9) 私学法 29 条・一般法人法 78 条、民法 715 条参照。

(10) 会社法では、同様の場面での会社から役員への求償の根拠は、役員が任務懈怠責任を定める会社法 423 条 1 項に基づくものであり、責任限定契約を締結していない限り、原則として全額について求償できると解されています（高橋陽一「令和元年会社法改正の意義（4）会社補償および役員等賠償責任保険（D&O保険）」旬刊商事法務 2233 号 20 頁）。私学法でも、会社法と同様に、役員が任務懈怠責任を定める私学法 44 条の 2 が求償の根拠になると解されます。

(11) 小國・令和元年解説 56 頁～73 頁。

場合には、賠償金・和解金に関する補償の対象外としています⁽¹²⁾。法的責任を恐れることで役員職務執行が過度に委縮しないようにするという補償契約制度の趣旨からは、このような場合にまで補償の対象とする必要がないと解されるためです。

ポイント：

- (1) 役員が、職務執行に際して第三者に対して賠償責任を負う場合、補償契約を締結していれば、その賠償金や和解金を学校法人の負担とすることができる。
- (2) 賠償金・和解金の補償契約の対象となる範囲は、防御費用の補償契約よりもかなり狭い。

(4) 補償契約に関する手続き

ア 理事会決議

学校法人と役員個人が補償契約を締結するためには、理事会決議によらなければなりません（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 1 項）。

改正私学法は、補償契約の「内容の決定」をする際に理事会決議を要求しているため、最初の契約締結時だけでなく、契約内容を変更するときにも、理事会決議が必要です。また、同じ内容で補償契約を更新するときも、契約期間の変更を伴うため、契約内容の変更に当たり、理事会決議が必要と解されます⁽¹³⁾。

補償契約の内容の決定は、理事会決議によらねばならないことが法定されているため、理事会から特定の理事に委ねることや、常任理事会等で決定することはできません⁽¹⁴⁾。これに対し、改正私学法は、評議員会の意見聴取には言及していないため、評議員会の意見聴取を行うか否かは、各学校法人の判断に委ねられています。もっとも、補償契約を締結したことは事業報告書に記載すべきとされているため、事業の実績の一環として評議員会に報告することが必要です⁽¹⁵⁾。

なお、補償契約を利用するために、寄附行為の変更は不要です。

(12) 重大な過失（重過失）とは、ほとんど故意に近いような著しい不注意を指します。

(13) 2月3日通知の第3・2参照。

(14) 2月3日通知の第3・2参照。

(15) 私学法 46 条、2月3日通知の第3・1参照。

イ 利益相反に関する規定の適用除外

読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 5 項及び第 6 項は、次のように定めて、補償契約の締結について利益相反に関する規定を適用除外としています。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2

1～4 略

5 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定、同法第 44 条の 2 第 3 項の規定並びに同法第 44 条の 5 において準用する第 116 条第 1 項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第 108 条の規定は、第 1 項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

補償契約は、役員個人が負担すべき防御費用や賠償金・和解金を、学校法人の負担とするものなので、直接取引の類型の利益相反取引（私学法 40 条の 5・一般法人法 84 条 1 項 2 号）に当たります。本来、利益相反取引には、理事会での事前の情報開示、理事会決議による承認、事後の報告義務、利益相反取引に賛成した理事の任務懈怠推定、代理権の制限などの規律が適用されます。

しかし、改正私学法は、理事会決議によって補償契約の内容を定めれば足りることとして、利益相反に関する規定を適用除外としました（読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 5 項、第 6 項）。補償契約は、役員が職務執行に際して過度に委縮することを防ぐ目的の制度なので、利益相反の規定を適用除外とすることで、広く利用できるようにしたものと解されます。

なお、現在の私学法上の利益相反の規律は、令和 2 年 4 月 1 日施行の私学法改正で導入又は改正されたものです。この改正については、この冊子とは別の書籍で解説しています⁽¹⁶⁾。

(16) 小國・令和元年解説 30 頁～34 頁、53 頁～54 頁。

ウ 報告義務

読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 4 項は、次のとおり、補償契約に基づいて実際に補償を行った後の報告義務を定めています。

○ 読替え後の一般法人法

(補償契約)

第 118 条の 2

1～3 略

4 学校法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

補償契約に基づいて補償をした場合は、①補償をした理事と、②補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会へ報告しなければなりません(読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 4 項)。補償の実行は理事長決裁によることが想定されるので、多くの場合、理事長と、補償を受けた理事が、理事会への報告義務を負うこととなります⁽¹⁷⁾。

報告の対象となる「重要な事実」の内容は、改正法の文言からは、定かではありません。筆者の私見ですが、少なくとも、①補償を受けた役員の氏名、②補償を決定した理事の氏名、③補償をした金額及び内訳、④補償の対象となった事案の概要、⑤学校法人から当該役員に対する返還請求の要否などを報告しなければならないと解されます。

なお、2月3日通知では、「補償契約に基づく補償に係る報告がなされた理事会において、当該補償について述べられた意見又は発言の概要については、当該理事会の議事録の内容に含めて記載するものとする」とされています⁽¹⁸⁾。

(17) 理由はわかりませんが、読替え後の一般法人法 118 条の 2 第 4 項によると、監事が補償を受けた場合、当該監事には理事会への報告義務が課されていません。

(18) 2月3日通知の第 3・3 参照。

ポイント：

- (1) 補償契約の締結や内容変更は、理事長決裁や常任理事会決議等ではなく、必ず理事会決議によって行う。
- (2) 補償契約の締結や内容変更について、評議員会の意見聴取は必須ではない。
- (3) 理事会決議を得ていれば、補償契約の締結や内容変更には、利益相反取引に関する規律は適用されない。
- (4) 補償契約に基づいて補償を実行した場合、理事会への報告義務がある。

2 役員賠償責任保険契約

(1) 役員賠償責任保険契約とは

読替え後の一般法人法 118 条の 3 は、次のとおり、役員賠償責任保険契約の内容の決定は理事会の決議によらなければならない旨を定めています。

○ 読替え後の一般法人法

(役員のために締結される保険契約)

第 118 条の 3 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるものを除く。第 3 項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 月 3 日通知によると、役員賠償責任保険契約とは、学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするものをいいます⁽¹⁹⁾。令和 2 年 4 月 1 日施行の

(19) 2 月 3 日通知の第 1・2・(2) 参照。

私学法改正に合わせて、多くの学校法人が導入したD&O保険が、典型例です。

なお、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるもの」については、役員賠償責任保険に当たらないとされています（読替え後の一般法人法 118 条の 3 第 1 項かっこ書き）。文部科学省令（私学法施行規則 3 条の 5）は、次の契約を、列挙しています。

○ 私学法施行規則

第 3 条の 5 準用一般社団・財団法人法第 118 条の 3 第 1 項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であって、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- (2) 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

難解な条文ですが、2月3日通知では、次のように説明されています⁽²⁰⁾。

- ①法人が負う損害賠償責任について法人を被保険者とする責任保険契約で、附帯して役員を被保険者とするもののうち、法人の損害填補を主たる目的とするもの（私学法施行規則第 3 条の 5 第 1 号）
- ②役員が個別に負う賠償責任について役員を被保険者として法人が締結する責任保険契約のうち、役員の職務義務違反に関連を有しない部分（私学法施行規

(20) 2月3日通知の添付資料【参考】「会社法改正に伴う私立学校法・私立学校法施行規則の改正（概要 2）」参照。

則第3条の5第2号)

このうち、①の具体例として、企業総合賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有者責任保険が挙げられています。また、②の具体例として、自動車損害保険、海外旅行保険等の法人契約が挙げられています。

ポイント：

- (1) 役員賠償責任保険とは、いわゆるD&O保険のことである。
- (2) 役員賠償責任保険契約の締結や内容変更には、理事会決議が必要である。

(2) 役員賠償責任保険契約に関する手続き

ア 理事会決議

今回の私学法改正前は、役員賠償責任保険の締結に関する手続きは法定されておらず、各学校法人の判断にゆだねられていました。理事会決議を経て締結する事例、理事長決裁によって締結する事例などがあったようです。

改正法では、学校法人が役員賠償責任保険契約を締結したり、内容を変更したりするには、理事会の決議によらなければなりません（読替え後の一般法人法118条の3第1項）。改正法の施行日（令和3年3月1日）以降に、理事会の決議を得ずに役員賠償責任保険契約を締結すると、無効となる可能性があります。

改正私学法は、役員賠償責任保険契約の「内容の決定」をする際に理事会決議を要求しているため、最初の契約締結時だけでなく、契約内容を変更するときにも、理事会決議が必要です。また、同じ内容で役員賠償責任保険契約を更新するときも、契約期間の変更を伴うため、契約内容の変更に当たり、理事会決議が必要と解されます⁽²¹⁾。

役員賠償責任保険契約の内容の決定は、理事会決議によらねばならないことが法定されているため、理事会から特定の理事に委ねることや、常任理事会等で決定することはできません⁽²²⁾。これに対し、改正私学法は、評議員会の意見聴取には言及していないため、評議員会の意見聴取を行うか否かは、各学校法人の判断に委ねられていま

(21) 2月3日通知の第3・2参照。

(22) 2月3日通知の第3・2参照。

す。もっとも、役員賠償責任保険契約を締結したことは事業報告書に記載すべきとされているため、事業の実績の一環として評議員会に報告することが必要です⁽²³⁾。

なお、役員賠償責任保険契約を利用するために、寄附行為の変更は不要です。

イ 利益相反に関する規定の適用除外

読替え後の一般法人法 118 条の 3 第 2 項及び第 3 項は、次のように定めて、役員賠償責任保険契約の締結について、利益相反に関する規定を適用除外としています。

○ 読替え後の一般法人法

(役員のために締結される保険契約)

第 118 条の 3

- 2 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定並びに同法第 44 条の 2 第 3 項の規定は、学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
- 3 民法第 108 条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第 1 項の決議によってその内容が定められたときに限る。

役員賠償責任保険契約は、学校法人と保険会社の間で、役員個人が負担すべき損害賠償責任等に対応する保険契約を締結するものです。学校法人が保険料を負担して役員の経済的負担を軽減する契約なので、多くの場合、間接取引の類型の利益相反取引(私学法 40 条の 5・一般法人法 84 条 1 項 3 号)に該当します。

本来、利益相反取引には、理事会での事前の情報開示、理事会決議による承認、事後の報告義務、利益相反取引に賛成した理事の任務懈怠推定、代理権の制限などの規律が適用されます。

しかし、改正私学法は、理事会決議によって役員賠償責任保険契約の内容を定め

(23) 私学法 46 条, 2 月 3 日通知の第 3・1 参照。

ば足りることとして、利益相反に関する規定を適用除外としました（読替え後の一般法人法 118 条の 3 第 2 項、第 3 項）。役員賠償責任保険契約は、役員が職務執行に際して過度に委縮することを防ぐ目的の制度なので、利益相反の規定を適用除外とすることで、広く利用できるようにしたものと解されます。

少し細かいですが、役員賠償責任保険契約と、私学法施行規則 3 条の 5 に当たる契約で、利益相反取引に関するルールが異なります。同条に当たる契約は、民法 108 条を含む利益相反取引に関する規定が当然に適用除外となりますが、役員賠償責任保険契約は、理事会決議を得たときに限り、民法 108 条が適用除外となります。

なお、現在の私学法上の利益相反の規律は、令和 2 年 4 月 1 日施行の私学法改正で導入又は改正されたものです。この改正については、別の書籍で解説しています⁽²⁴⁾。

ウ 保険料の取扱い

2 月 3 日通知によると、役員賠償責任保険契約について、改正法の規律に従って学校法人が保険料を負担した場合には、その保険料の負担は私学法上適法な負担と考えられることから、被保険者である役員個人に対する経済的利益の供与はなく、当該役員個人に対する給与課税を行う必要はないとされています⁽²⁵⁾。

従前、D&O 保険は利益相反の要素を含むことから、保険契約を締結する際には、役員個人が一定割合を負担するよう、保険会社から勧められることがありました。改正法施行後は、学校法人が保険契約者となることが私学法上適法であることが明確になるため、学校法人が保険料を全額負担する運用が主流になると思われます。

ポイント：

- (1) 役員賠償責任保険契約の締結や内容変更は、理事長決裁や常任理事会決議等ではなく、必ず理事会決議によって行う。
- (2) 役員賠償責任保険契約の締結や内容変更について、評議員会の意見聴取は必須ではない。
- (3) 役員賠償責任保険契約の締結や内容変更は、理事会決議を経ていけば、利益相

(24) 小國・令和元年解説 30 頁～34 頁、53 頁～54 頁。

(25) 2 月 3 日通知の第 3・4 参照。この取扱いは、国税庁と協議済みとのことです

反取引に関する規律は適用されない。
(4) 学校法人が、保険料を全額負担することができる。

第3 私学実務の対応

1 概要

令和2年4月1日施行の私学法改正と比べると、今回の改正に対応するために必要な作業は、ごくわずかです。端的に言えば、補償契約や役員賠償責任保険契約を利用する学校法人では、理事会決議を得ることと、事業報告書への記載が必要です。

以下、必要な作業等をごく簡単に解説します。

2 方針の決定

まず、補償契約や役員賠償責任保険契約を利用するかどうか、方針を決めることが必要です。どちらも利用しないのであれば、改正法に対応するために必要な作業はありません。既にD&O保険を締結している学校法人では、役員賠償責任保険契約の導入を改めて検討する必要はないものと思われます。補償契約の要否はこれから検討することとなりますが、補償契約と役員賠償責任保険契約はカバーする範囲が重なるため、補償契約を締結する必要性は、大きいとはいえません。

3 補償契約

補償契約を利用する場合、契約内容と契約条項を検討し、理事会で審議することとなります。契約内容・契約条項として検討するのは、例えば、次の事項です。

- ・ 補償の対象となる事項、補償の金額の上限
- ・ 必ず補償を行う義務的補償か、その都度補償の実施を判断する裁量的補償か
- ・ 補償を実施する際の手続き
- ・ 支払時期、支払方法、有効期間、契約更新の有無

理事会決議による承認を得た後、学校法人と役員個人の間で、契約書を作成することとなります。利益相反取引に関する規律は適用除外となるため、理事長を対象とする補償契約を締結する場合、学校法人の記名・押印欄と役員個人の記名・押印欄に、同一人が記名・押印をすることとなります。

補償契約の有効期間は、役員の任期満了までとしても良いですし、1年間などの有効期間を設けることも可能です。補償契約更新の際にも、理事会決議が必要です。

4 役員賠償責任保険契約

既にD&O保険を締結している学校法人では、改正法施行後、契約の更新又は変更をする際には、理事会決議を得る必要があります。契約更新の際には、改めて保険契約の内容を確認しておくが良いでしょう。また、改正法に従って理事会決議を得た後は、保険料を全額学校法人の負担とすることが可能となります。役員に対する利益供与があったと解して給与課税をする必要もありません。

これからD&O保険を導入する学校法人では、複数の保険会社から見積もりをとり、学校法人の規模等に適した保険商品を選択することとなります。その後、理事会決議で承認を得たうえで、保険契約を締結することとなります。保険料を学校法人が全額負担してもよいこと、給与課税が不要なことは、上記のとおりです。

5 事業報告書

2月3日通知によると、補償契約や役員賠償責任保険契約を利用する場合、これらの契約に関する事項を事業報告書に記載することとされています。記載すべき内容の例として、対象役員の氏名、契約の内容の概要、契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置、補償契約にあっては実行された補償の内容が列挙されています⁽²⁶⁾。補償契約や役員賠償責任保険契約の内容は、事業の実績の一環として、評議員会に報告することが必要です（私立学校法第46条）。

なお、事業報告書の様式については、2月3日通知により、従前の参考例⁽²⁷⁾が改正され、「役員の概要」の中に、「責任免除・責任限定契約、補償契約・役員賠償責任保険契約の状況」が追加されています⁽²⁸⁾。

(26) 2月3日通知の第3・1参照。

(27) 令和元年9月27日付け元文科高第518号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」別添5。

(28) 2月3日通知・別添5。

Q & A

Q 1. 今回の私学法改正の目的は何か。

A. 2月3日通知によると、学校法人の役員の職務執行の過度な萎縮を防ぐ観点から、役員がその職務執行に関し負う損害賠償責任に関する費用等を学校法人が役員に対して補償する契約（補償契約）や、当該費用等を填補する責任保険契約で学校法人が保険者との間で役員を被保険者として締結するもの（役員賠償責任保険契約）について法的位置付けと手続上の規律を定めることを目的としたものです。

Q 2. 補償契約と役員賠償責任保険契約は、どちらか一方しか利用できないのか。

A. 改正私学法では、補償契約と役員賠償責任保険契約は、別個独立の制度とされています。したがって、一方のみを利用することも、両方を併用することも可能です。

Q 3. 補償契約や役員賠償責任保険契約を利用するために、寄附行為の変更は必要となるのか。

A. 補償契約や役員賠償責任保険契約について定めた条文には、「寄附行為の定めるところにより」という文言がないため、これらの契約を利用するために、寄附行為への記載は要求されていません。この点は、令和2年4月1日施行の私学法改正で導入された責任限定契約（読替え後の一般法人法115条）と異なる点です。

Q 4. 文部科学省から、補償契約の契約書の作成例は公表されていないのか。

A. 現時点では公表されていません。補償契約の内容は、学校法人と役員個人の間で決めることとなります。

Q 5. 補償契約を締結する場合、防御費用と賠償金・和解金の両方を対象にしなければならないのか。

A. 補償契約の内容の詳細は、各学校法人の理事会決議で決めることができます。防御費用のみを対象とすることも、賠償金・和解金のみを対象とすることも可能です。

Q 6. 賠償金・和解金に関する補償契約と、令和2年4月1日施行の私学法改正で導入された責任限定契約は、どう違うのか。

A. 責任限定契約（読替え後の一般法人法115条）は、役員が、その職務を怠ったために学校法人に対して損害賠償責任を負ったときを想定した契約です。非業務執行理事等は、責任限定契約を締結することで、学校法人に対する損害賠償額を限定することができます。これに対し、賠償金・和解金に関する補償契約は、役員が、職務の執行に関して、第三者に対して損害賠償責任を負ったときに、その賠償金等を学校法人が負担する契約です。つまり、責任限定契約が対象とするのは、学校法人に対する損害賠償責任であり、賠償金・和解金に関する補償契約が対象とするのは、第三者に対する損害賠償責任であると整理することができます。

Q 7. 賠償金・和解金に関する補償契約と、私学法44条の3による第三者に対する損害賠償責任の関係を、どう考えればよいか。

A. 賠償金・和解金に関する補償契約は、役員に悪意又は重大な過失がある場合を、補償の対象外としています。

ところで、私学法44条の3は、「役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」には、役員は第三者に対して損害賠償責任を負う旨を定めています。そうすると、役員が第三者に対して損害賠償責任を負うときは、必ず悪意又は重大な過失があるはずなので、補償契約に基づいて学校法人が賠償金・補償金を負担する場面が全くないようにも思えます。

法的な議論ですが、私学法44条の3が想定するのは、役員が、（第三者に対するものではなく）学校法人に対する義務に悪意又は重過失で違反し、その結果、第三者に損害が生じた場面です。このような場面では、賠償金・和解金に関する補償契約に基づく補償を行うことはできません。これに対し、役員が、（学校法人ではなく）第三者に対する注意義務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合には、第三者に対する悪意又は重過失がなければ、賠償金・和解金に関する補償契約に基づく補償を行うことができます。

要するに、賠償金・和解金に関する補償契約が意味を持つのは、役員が、第三者に対して軽過失によって損害を生じさせた場面だということです。

Q 8. 既にD&O保険を導入している学校法人において、補償契約を利用するメリットはあるのか。

A. 役員から見ると、D&O保険で支払われる保険金の上限を超える補償が可能であること、保険会社との協議を経ずに防御費用や賠償金・和解金を支出できるため、役員が立替払いをしなくてよいことなどが挙げられます。

Q 9. 既にD&O保険を導入している学校法人においては、改めて改正私学法に基づいて理事会決議を得なければいけないのか。

A. 役員賠償責任保険契約について理事会決議が必要となるのは、新たに締結するときと、契約内容を変更するときです。改正私学法施行前にD&O保険を締結している場合、契約内容を見直すとき又は契約を更新するときに、理事会決議を得る必要があります。

Q10. 改正法の施行後は、D&O保険の保険料を、全額学校法人負担とすることができるのか。

A. D&O保険を契約する際に、保険会社から、利益相反に当たらないよう、保険料の数を役員個人の負担とするよう勧められることがありました。

改正私学法により、理事会決議を得ることで、私学法上適法に学校法人がD&O保険契約を締結できることと、利益相反取引の規律が適用除外となることが明確になりました。これによって、学校法人が全額保険料を負担することも適法になったと解されます。

Q11. 補償契約の内容やD&O保険の内容の決定について、理事長に一任することを、理事会で決議してもよいか。

A. これらの契約の内容は、必ず理事会決議で決めなければならないので、理事長に一任することはできません。

参照条文

○ 私学法（抜粋）

（役員为学校法人に対する損害賠償責任）

第 44 条の 2 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引によって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

(1) 第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の理事

(2) 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

(3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

[表は省略]

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第 44 条の 3 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 第 47 条第 1 項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第 44 条の 5 一般社団・財団法人法第 112 条から第 116 条までの規定は第 44 条の 2 第 1 項の責任について、一般社団・財団法人法第 2 章第 3 節第 9 款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員のと」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表は省略]

○ 読替え後の一般法人法（抜粋）

（補償契約）

第 118 条の 2 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

(1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

(1) 前項第 1 号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2) 当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該学校法人に対して私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

- (3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第 2 号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3 補償契約に基づき第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4 学校法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 5 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定、同法第 44 条の 2 第 3 項の規定並びに同法第 44 条の 5 において準用する第 116 条第 1 項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。
- 6 民法第 108 条の規定は、第 1 項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

- 第 118 条の 3 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるものを除く。第 3 項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
- 2 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定並びに同法第 44 条の 2 第 3 項の規定は、学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
- 3 民法第 108 条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第 1 項の決議によってその内容が定められたときに限る。

○ 私学法施行規則（抜粋）

第3条の5 準用一般社団・財団法人法第118条の3第1項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- (2) 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

○ 民法（抜粋）

（自己契約及び双方代理等）

第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

*この冊子に掲載されている情報は著作権の対象であり、著作権法その他の法律によって保護されています。この冊子の複製及び配付は、無償で実施する場合に限り、無許諾で行うことができます。
*改正私立学校法に関する法律相談その他のご依頼は、有料で承っております。小國法律事務所ホームページ (<http://www.oguni-law.jp/>) よりお問い合わせ下さい。

令和3年3月1日施行 改正私立学校法の要点

令和3年2月24日発行

著者 弁護士 小國隆輔

発行 小國法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル 3階 301号室

TEL: 06-6360-9907 FAX: 06-6360-9908

<http://www.oguni-law.jp/>
